

五島列島の島々横断交流拡大・移住プロジェクト事業
観光客（インバウンド）受入体制拡充業務委託仕様書

1. 事業の目的

離島地域である本町では、人口減少と地域経済縮小の克服が急務となっており、解決のためには、来島者に対し、島のよさを知ってもらい、移住・定住者のきっかけづくりを推進しなければならない。多様化する観光客や地方移住者等を有機的に誘致するため、島のブランド化に磨きをかけながら、しまファンをつくる必要がある。これから、さらに増加することが見込まれるインバウンドの獲得を図っていくためにしまへの受入体制の強化を図る。

2. 委託期間

契約締結の日から令和元年2月21日（金）まで

3. 事業内容

本事業により実施する内容は、下記のとおりとする。なお、事業の実施にあたっては、専任の者を配置し、小値賀町産業振興課をはじめ、商工会等の関係機関や地域事業者等と緊密な連携の上、適切に行うものとする。

(1) 島内飲食事業者と連携した英語メニューの整備

- ・英語メニューの整備については、必ず島内すべての事業者に対し声掛けを行い、整備希望があったすべての店舗の英語メニューを作成すること。
- ・その他、必要な経費についてはすべて業務受託者負担とする。

※英語メニューの整備でなくとも、外国人旅行者が一目でわかる写真付きメニューの整備でも可とする。ただし、島内飲食事業者の意向に沿ったものでなければならない。

(2) サイクリングマップの作成

- ・作成の際には、外国人旅行者のニーズを持っていると考えられる島内事業者等にヒアリングを行い（ヒアリング内容も必ず記録して事業報告書に添付すること）景色の写真等、視覚的な魅力の訴求に努めるとともに、“おすすめコース”の記載など、創意工夫に努めること。
- ・その他、必要な経費についてはすべて業務受託者負担とする。

※“おすすめコース”は1コース以上設定し、記載すること。

※サイクリングマップの印刷部数は5,000部以上とする。

(3) 成果物の提出

- ・委託業務が完了したときは、速やかに事業報告書をまとめ、A4判で5部提出すること
- ・成果物の提出場所は、小値賀町産業振興課とする。

(4) 施策効果の検証及び国へ提出する報告書の作成に係る協力

- ・当該事業については、国の交付金を活用しているため、国に対し実績報告等を提出することがあるため、必要な情報を提供するなどにより、報告書の作成に協力すること。

4. 守秘義務

受託事業者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

5. その他

本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、本事業を円滑に実施することを旨とし、その都度協議してこれを定めるものとする。